

## 社会福祉法人神栖学園役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖学園（以下「法人」という。）の評議員及び役員に（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに旅費及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

2 第三者委員会の委員の報酬等は、役員に準ずる。

(役員等の報酬)

第3条 理事長の月額報酬は、法人定款第10条第1項第3号並びに第21条第1項の規定に基づき評議員会並びに理事会の決議を得なければならない。

2 役員の報酬は業務内容により支払うことができる。

3 役員の報酬の支給方法は法人職員に準ずる。

(旅費)

第4条 役員が法人業務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、法人職員の旅費の種類に準じる。

(費用弁償等)

第5条 役員が理事会及び施設の運営のための業務に従事したときは、日額5,000円を支給する。ただし、監事が監査業務に従事したときは、日額10,000円を支給する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年11月1日から適用する。